

規制改革実施計画

令和3年6月18日
閣議決定

目 次

I 共通的事項	1
1. 本計画の目的.....	1
2. 本計画の基本的性格.....	1
3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方.....	1
4. 改革の重点分野.....	2
5. 規制改革・行政改革ホットライン.....	2
6. 計画のフォローアップ.....	2
II 分野別実施事項	3
1. デジタルガバメントの推進.....	3
(1) 規制改革の観点.....	3
(2) 書面・押印・対面の見直し.....	3
(3) オンライン利用の促進.....	5
(4) デジタル化に向けた基盤の整備等.....	8
(5) 地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組.....	10
(6) その他の行政手続の見直し等.....	10
2. デジタル時代に向けた規制の見直し.....	12
(1) 規制改革の観点.....	12
(2) 民間における書面・押印・対面規制等の見直し.....	12
(3) デジタル社会の基盤整備.....	13
(4) デジタル時代における刑事法の在り方.....	13
(5) 刑事手続等のデジタル化.....	14
(6) 船荷証券の電子化.....	15
(7) 金融分野における書面・押印・対面手続の見直し.....	15
(8) 専任・常駐義務等の見直し.....	15
(9) 自動運転の実装に向けた環境整備.....	15
(10) 次世代モビリティにおける安全・安心の確保と利便性向上の両立.....	16
(11) 宿泊施設の非対面手続の促進.....	16
(12) Society 5.0の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方.....	17
(13) 公証制度における書面、対面規制の見直し.....	18
(14) 医療分野におけるDX化の促進.....	19
(15) 医薬品・医療機器提供方法の柔軟化・低コスト化.....	20
(16) 最先端の医療機器の開発・導入の促進.....	21
(17) 医療・介護分野における生産性向上.....	22
(18) オンライン診療・オンライン服薬指導の特例措置の恒久化.....	24

(19) 健康保険証の直接交付.....	25
3. 成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革.....	26
(1) 規制改革の観点.....	26
(2) 飲食店等の道路占用許可基準の緩和等.....	26
(3) 生産性向上に向けた物流改革.....	27
(4) タクシーの利便性向上.....	28
(5) 民泊サービスの推進に向けた取組.....	29
(6) 会社設立時の定款認証に係る公証人手数料の引下げ.....	29
(7) 農協及び漁協における独占禁止法に違反する行為の根絶に向けた取組.....	30
(8) 若者の農業参入、経営継承の推進、農業経営の法人化等に関する課題.....	33
(9) 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化.....	34
(10) 農協改革の着実な推進.....	34
(11) 農地利用の最適化の推進.....	36
(12) 農地の違反転用の課題.....	36
(13) 農業用施設の建設に係る規制の見直し.....	37
(14) トラクターの公道走行に係る手続の簡素化.....	37
(15) 農産物検査規格の見直し.....	38
(16) 畜産業に関する規制改革.....	39
(17) 畜舎に関する規制の見直し.....	40
(18) 改正漁業法の制度運用.....	40
(19) 漁業者の所得向上に向けたコンプライアンスとガバナンスの強化.....	43
(20) 水産流通適正化法の制度運用.....	44
(21) 魚病対策の迅速化に向けた取組.....	45
(22) ドローンに関する規制改革.....	45
(23) 「空飛ぶクルマ」の実現に向けた制度の整備.....	45
4. グリーン（再生可能エネルギー等）.....	46
(1) 規制改革の観点.....	46
(2) 3E+Sの大前提の下での、再生可能エネルギーの主力電源化の徹底及び最大限導入に向けた3つの原則.....	46
(3) 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた農地の有効活用.....	47
(4) 風力発電、地熱発電等の導入拡大に向けた森林の有効活用.....	48
(5) 地熱発電等の導入拡大に向けた自然公園法、温泉法等の在り方.....	49
(6) 風力発電等の導入拡大に向けた環境影響評価制度の見直し.....	50
(7) 所有者不明土地や生産緑地等の有効活用.....	51
(8) 再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた系統制約の解消.....	51
(9) 再生可能エネルギー利用に係る需要家の選択肢の拡大.....	53
(10) 公正で競争的な電力市場に向けた制度改革.....	55
(11) 建築基準法や電気事業法等に係る保安・安全規制等の見直し.....	55

(12) バイオマスに係る安全規制等の見直し.....	58
(13) 洋上風力の導入拡大に向けた規制・制度の在り方.....	58
(14) 水循環政策における再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制・制度の在り方.....	59
(15) 固定価格買取制度関連の見直し.....	60
(16) 住宅・建築物におけるエネルギー性能の向上に向けた規制・制度の在り方.....	60
(17) 海底下CCSに関する規制の見直し.....	62
5. 雇用・教育等.....	63
(1) 規制改革の観点.....	63
(2) テレワークの普及・促進に資する取組.....	63
(3) 労働関係の書面・押印・対面規制の撤廃.....	64
(4) 多様で主体的なキャリア形成等に向けた環境整備.....	66
(5) デジタル時代の日本を支えるイノベーション人材育成の環境整備.....	68
(6) オンライン教育等に係る規制・制度の見直し.....	72
(7) 居住地以外のハローワークでの失業中の手続.....	74
6. その他横断的課題.....	75
(1) 各府省所管法令に基づく立入検査証統合.....	75
(2) 各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合.....	75

72	カボタージュ規制に関する外国籍船の国内輸送も可能とする特許の審査基準の明確化	カボタージュ規制に関連して、例外的に外国籍船の国内輸送も可能とする特許（船舶法（明治32年法律第46号）第3条但し書に規定）の審査基準を国土交通省ホームページ等にて明確化する。	措置済み	国土交通省
73	洋上風力発電の事業終了後の原状回復義務や残置規制の明確化	着床式洋上風力発電施設のうち、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）の対象施設に該当するものの事業終了後の構造物の取扱いについては、海域における廃棄は原則禁止であるが、環境大臣の許可を得た場合には残置を行うことが可能であることを明確化したところ。 また、同法に照らして認められる海洋環境の保全に十分に配慮した撤去方法の具体的な在り方については、令和2年度に関係省庁連絡会議を開催して検討を重ねているところであるが、今後有識者を交えた検討会を開催し、一定の考え方を示す。	令和3年度上期措置	環境省 国土交通省 経済産業省

(14) 水循環政策における再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制・制度の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
74	水循環政策における水力発電等に関する数値目標及びロードマップの策定	新たな2030年度の温室効果ガス削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向け、関係省庁会議を開催し関係省庁の協力を得ながら、水循環政策における水力発電等の導入数値目標及び目標達成に向けたロードマップを策定する。	直ちに検討を開始し、エネルギー基本計画の議論を踏まえつつ、できるだけ速やかに結論・措置	内閣官房
75	既存ダムを最大限活用するための施策の推進	a 治水と利水を両立しつつ、既存ダムの容量の有効利用を促進するため、利水関係者や流域の関係者と調整しながら、気象予測を活用したダム運用の改善について、個別河川ごとにロードマップを作成し、取組を加速する。 b 平時の治水の利水利用（特に発電）への協力を推奨する旨の通知を河川管理者宛に発信し、発電利用を促進する。 c 国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダムにおいては、個別河川ごとに検討を行った上で、治水に支障を及ぼさない範囲で、洪水調節容量の一部に貯水を行い、非洪水期において、貯留した水を水力発電しながら放流することを、より推進する。 d 発電増強の観点も十分踏まえ、ダムの嵩上げや発電施設の改築等を含むダム再生事業を引き続き進める。	a: 速やかに個別で検討し順次措置 b: 令和3年上期措置 c: 令和3年非洪水期から順次措置 d: 順次措置	国土交通省
76	長時間アンサンブル降雨予測技術を用いた更なるダムの運用改善	a 事前放流の更なる拡大や、発電に利用できるようできるだけ緩やかに事前放流することによる増電が期待される長時間アンサンブル降雨予測技術について、国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダムにおいて順次実装する。 b 新たな降雨予測技術を活用したダムの運用改善についての基本的事項を定めたマニュアル等を整備する。	a: 令和5年度から順次措置 b: 令和4年度措置	国土交通省
77	発電利用されていない既	a 自治体が管理するダムを含めた国土交通	a: 令和3年7月措	国土交通省

	存ダムへの発電機の設置の促進	省が所管するダムで、発電利用されていないダムの状況を把握する（利水用の放流を活用した発電の状況を含む。）。 b 国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダム(128ダム)のうち、発電に未利用の河川維持放流を活用した自家用小水力発電を導入していない8ダムにおいて、必要に応じて民間資金の活用等も検討しつつ、可能な限り自家用水力発電を導入する。	置 b: 速やかに個別で検討し順次措置	
78	特定多目的ダムにおける納付金等に関する方策	a 国が建設・管理する特定多目的ダムに係る費用負担については、受益者間の公平性の確保の観点等にも十分に配慮した上で、発電機の設置が拡大されるよう、例えば、国自らが管理用発電として発電し、余剰分を売電する方策等も含めて検討を行い、結論を得る。 b 地方自治体が建設・運営するダムに関して、必ずしも特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）のルールに従う必要はない旨の通知を都道府県宛に発出する。	a: 令和3年度検討・結論、結論を得次第措置 b: 令和3年上期措置	国土交通省
79	「相乗り発電」の積極的な導入支援	既存の農業用水路を拡張し、農業用途だけでなく、発電用途にも活用する「相乗り発電」について、水力発電事業者が必要とする情報を分かりやすく示した資料を作成し、積極的に周知する。	令和3年度上期措置	国土交通省 農林水産省
80	水力発電用の水管に関する道路占用許可の取扱いの明確化	水力発電用の水管について、実態を把握し、問題がないことが確認されれば、一定の基準を満たすものについては、義務占用物件と同様に、道路占用許可を与える旨の通知を各道路管理者宛に発出する。	令和3年度措置	国土交通省

(15) 固定価格買取制度関連の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
81	地熱発電に関する源泉のモニタリング実施期間の考え方の見直し	地熱発電に関する源泉のモニタリング実施期間の考え方を、現行の「掘削許可日より前1年」から「掘削開始日より前1年」とする運用が可能であるように「事業計画策定ガイドライン（地熱発電）」を改訂する。	令和3年度上期措置	経済産業省
82	国有林貸付や保安林手続を要する案件における3年ルール弾力的運用	環境影響評価手続や国有林貸付・保安林手続の迅速化等によって3年以内に土地の権原を確保できる制度整備を目指すという前提の上で、合理的な理由により、土地の権原の確保に3年以上かかってしまうケースが生じることとなった場合には、個別の状況を踏まえつつ、取消しを猶予するなど柔軟に対応する方向で検討する。	順次検討・結論・措置	経済産業省

(16) 住宅・建築物におけるエネルギー性能の向上に向けた規制・制度の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
83	ロードマップや目標の策定	2050年カーボンニュートラルの実現目標からのバックキャストの考え方に基づき、地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しにあわせて、規制措置の強化やZEHの普及拡大、既存ストック対策の充	地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しに併せて策定	国土交通省 経済産業省 環境省